

令和6年3月14日

遠隔授業として修得単位数の上限の対象となる科目について

令和6年度の経営学部規則第5条5項の規定により、遠隔授業として開設する授業科目の名称及び単位数は以下のとおりです。

【令和6年度】

科目区分	授業科目	単位数	時間割コード
専門科目	人的資源管理	2単位	3B301
専門科目	監査論	2単位	3B307
専門科目	金融システム	2単位	3B211
専門科目	実践簿記3	2単位	2B153
高度教養科目	人的資源管理	2単位	3B801
高度教養科目	監査論	2単位	3B807

対象となる授業科目に追加・変更があった場合はあらためて通知します。

過年度の経営学部規則第5条5項の規定により、遠隔授業として開設する授業科目の名称及び単位数は以下のとおり

【令和5年度】

科目区分	授業科目	単位数	時間割コード
専門科目	簿記	2単位	1B207
専門科目	人的資源管理	2単位	3B301
専門科目	金融システム	2単位	3B211
専門科目	実践簿記3	2単位	2B153
高度教養科目	人的資源管理	2単位	3B801

【令和4年度】

科目区分	授業科目	単位数	時間割コード
専門科目	簿記	2単位	1B207
専門科目	人的資源管理	2単位	3B301
専門科目	工業経営	2単位	3B302
専門科目	金融システム	2単位	3B211
高度教養科目	人的資源管理（高度教養科目）	2単位	3B891
高度教養科目	工業経営（高度教養科目）	2単位	3B892

以下、参考

#### 神戸大学教学規則

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

#### 経営学部規則

##### 第 5 条

5 教学規則第 27 条第 2 項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

##### 第 7 条

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第 5 条第 5 項の授業科目の履修により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、第 5 条第 5 項の授業科目を除く授業科目の履修により 64 単位以上を修得しているときは、この限りではない。

参照：[卒業要件単位に含めることができる「遠隔授業」の単位数について](#)（神戸大学 Web ページ）